

2024年12月27日
株式会社日本政策金融公庫

令和7年度 日本政策金融公庫予算（政府案）について

本日（12月27日）、令和7年度予算政府案が閣議により決定されました。この決定を踏まえた日本政策金融公庫の各業務の事業規模等は以下のとおりです。

[令和7年度事業規模]

【融資等業務】

(単位：億円)

業 務	令和7年度 予算案	令和6年度 補正後	令和6年度 当初計画
国民一般向け業務	24,620	27,660	27,660
農林水産業者向け業務 (融資業務)	6,910	7,740	7,440
(証券化支援業務)	19	19	19
(出資業務)	-	-	-
中小企業者向け業務 (融資業務)	17,390	20,400	20,400
(証券化支援買取業務)	750	700	700
(証券化支援保証業務)	105	105	105
(債務の保証業務(海外展開支援))	500	500	500
合計	50,294	57,124	56,824

【信用保険等業務】

(単位：億円)

業 務	令和7年度 予算案	令和6年度 補正後	令和6年度 当初計画
信用保険等業務 (中小企業信用保険)	145,200	150,813	150,813
(破綻金融機関等関連特別保険等)	660	660	660
(信用保証協会に対する貸付)	240	240	240
合計	146,100	151,713	151,713

【危機対応等円滑化業務】

(単位：億円)

業 務	令和7年度 予算案	令和6年度 補正後	令和6年度 当初計画
危機対応円滑化業務 (ツーステップ・ローン)	1,990	1,990	1,990
(損害担保)	992	992	992
(利子補給)	46	111	111
特定事業等促進円滑化業務 (ツーステップ・ローン)	1,804	1,950	1,950
(利子補給)	4	4	4
合計	4,836	5,047	5,047

(注)金額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

国民一般向け業務

お客様へのセーフティネット機能の発揮	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災復興特別貸付等の取扱期間の延長 ○ 令和6年能登半島地震特別貸付等の取扱期間の延長
コロナ後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危機対応後経営安定資金の創設 ⇒新型コロナウイルス感染症特別貸付等終了後の返済負担軽減ニーズに対応するための融資制度を創設 ○ 挑戦支援資本強化特別貸付（資本性ローン）の拡充 ⇒企業活力強化資金のうち、「各種省力化を目的とした補助金の交付決定を受け、省力化に取り組む方」を貸付対象に追加
創業・スタートアップ・新事業支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規開業資金の拡充 ⇒「新規開業・スタートアップ支援資金」へ改称 ⇒「地域おこし協力隊として活動し、過疎地域にて創業する方」の貸付利率を引下げ ○ 挑戦支援資本強化特別貸付（資本性ローン）の拡充 ⇒貸付対象を「新規開業資金（新規開業・スタートアップ支援資金）」全体に拡充
事業承継支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業承継・集約・活性化支援資金の拡充 ⇒「社会的要因（自然災害等）により事業継続が困難となっている方から事業を承継・集約する方」の貸付利率を引下げ
ソーシャルビジネス支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ ソーシャルビジネス支援資金の拡充 ⇒運転資金の貸付期間を拡充（7年以内⇒10年以内）
企業活力の向上支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業活力強化資金の拡充 ⇒「パートナーシップ構築宣言を策定・公表している方」の貸付利率を引下げ ⇒「各種省力化を目的とした補助金の交付決定を受け、省力化に取り組む方」の貸付利率を引下げ ○ 観光産業等生産性向上資金の拡充 ⇒「認定支援機関の支援を受け、過疎地域で観光関連事業を営む方」の貸付利率を引下げ
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育一般貸付の拡充 ⇒貸付期間を拡充（18年以内⇒20年以内）

（注）令和6年度の経済対策等で措置済みのものも含まれます。

農林水産業者向け業務

お客様へのセーフティ ネット機能の発揮	○ 東日本大震災に係る特例融資の取扱期間の延長
農林水産業の持続可能な 成長への支援	○ 林業基盤整備資金（造林）の拡充 ⇒水源涵養等のために市町村が特定する区域の森林を融資対象とする場合における林齢制限の廃止 ○ 林業経営育成資金（森林取得）の拡充 ⇒「森林の循環利用ができる経営体」を貸付対象に追加 ○ 漁業経営改善支援資金（経営改善）の拡充 ⇒貸付限度額を拡充 ⇒貸付期間を拡充 ○ 振興山村・過疎地域経営改善資金の取扱期間の延長 ○ 塩業資金の拡充 ⇒「二酸化炭素の排出量削減に資する燃料への転換に必要な製塩施設の改良等に 取り組む方」の貸付利率を引下げ ○ 食品流通改善資金の拡充 ⇒「食品等の持続的な供給に資する事業活動に取り組む方」を貸付対象に追加

中小企業者向け業務

お客様へのセーフティ ネット機能の発揮	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災復興特別貸付等の取扱期間の延長 ○ 令和6年能登半島地震特別貸付の取扱期間の延長
コロナ後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危機対応後経営安定貸付の創設 ⇒新型コロナウイルス感染症特別貸付等終了後の返済負担軽減ニーズに対応するための融資制度を創設 ○ 挑戦支援資本強化特別貸付の拡充 ⇒貸付限度額を拡充（10億円⇒15億円） ⇒「各種省力化を目的とした補助金の交付決定を受け、省力化に取り組む方」を対象に追加
事業承継支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業承継・集約・活性化支援資金の拡充 ⇒「社会的要因（自然災害等）により事業継続が困難となっている方から事業を承継・集約する方」の貸付利率を引下げ ⇒「産業競争力強化法の認定を受けM&Aによるグループ化を図る方」の貸付利率を引下げ
企業活力の向上支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業活力強化資金の拡充 ⇒「パートナーシップ構築宣言を策定・公表している方」の貸付利率を引下げ ○ 観光産業等生産性向上資金の拡充 ⇒「認定支援機関の支援を受け、過疎地域で観光関連事業を営む方」の貸付利率を引下げ
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 働き方改革推進支援資金の拡充 ⇒「従業員のリ・スキリングに取り組む方」の貸付利率を引下げ ○ 省力化支援資金【仮称】の創設 ⇒「各種省力化を目的とした補助金の交付決定を受け、省力化に取り組む方」の貸付利率を引下げ

（注）令和6年度の経済対策等で措置済みのものも含まれます。